

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全

1 保全のための総合的な対策の推進

現況

本県は、県の東端をほぼ南北に走る九州中央山地、西に広がる熊本平野などの沖積平野、広大な阿蘇のカルデラ、球磨盆地などの陸域部と、閉鎖性海域として特徴的な有明海・八代海、東シナ海に臨む天草の島しょ部など、極めて変化に富んだ地勢、地理的条件のもとにあります。こうした豊かな自然条件が多く、動植物を育み、森林・水辺・海浜などに多様な生態系を形成しています。

県では、自然環境を保全することが特に必要な地域として、熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域7箇所、緑地環境保全地域4箇所、郷土修景美化地域9箇所を指定しています。

この他にも、国指定の自然環境保全地域が1箇所あります。

また、優れた風景地で、国民（県民）の保健、休養の場とするため、自然公園法及び熊本県立自然公園条例に基づき、2箇所の国立公園、2箇所の国定公園及び7箇所の県立公園を指定しており、その面積は155,636haで県土面積の約21%を占めています。

これらの自然環境保全地域や自然公園内では、優れた景観や自然環境の保全を図るため、建築物の新築、土地の開墾、土石の採取など一定の行為を行う場合は、許可又は届出を義務付け、適正な保護に努めています。

また、自然公園を快適に利用できるよう、駐車場、休憩所、公衆トイレ、ビジターセンターなどの公園施設を整備しています。

課題

本県の自然公園には私有地が多く含まれているため、土地利用などに対する適正な規制や開発行為などにおける環境配慮を推進していく必要があります。また、様々な広報媒体の利用や県民との連携により、更に自然環境保全の意識を広げていく必要があります。

取組

国立公園の美化清掃を推進し、自然環境を清潔に保持するため、国立公園重点清掃地域で、公園利用者がもたらすごみなどの清掃活動事業や各地の自然公園で一斉美化清掃活動を行っています。

天草地域の天草ビジターセンター及び富岡ビジターセンターでは、地域特有の植物や特殊な地形、海岸に漂着する大量のゴミの現状等を展示・解説するとともに、自然観察会等のイベントの実施により自然保護思想の普及活動を行いました。

また、自然公園利用者の利便性の向上を図るための自然公園施設のリニューアルや、



南阿蘇から望む根子岳



雲仙天草国立公園（上天草市）



自然環境保全地域などの利用者に対して、適正な利用と保全に関する指導などを行う自然ふれあい指導員（ボランティア）の設置、自然環境講座の開催など自然環境保全に関する普及啓発にも努めています。

2 豊かな森林づくり

現況

本県の森林面積（平成24年4月現在）は、46万4千haで県土の63%占め、うち民有林39万9千haの内訳は人工林が24万2千ha、天然林が12万7千ha、その他竹林等が3万haとなっています。

人工林のうちスギ、ヒノキが23万haを占めており、林業採算性の悪化、森林所有者の林業経営意欲の減退等により、森林を健全に維持するための間伐や伐採後の植林が森林所有者により行われな森林が見受けられるようになってきました。

課題

森林は、木材などの林産物を生産するだけでなく、水源かん養や山地災害の防止や地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収固定など多面的機能を有しており、国民生活及び地球環境の保全に深く結びついています。

これらの森林の機能を十分に発揮させるためには、森林を適切に維持管理していく必要があります。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、潤いのある豊かな生活が求められるようになり、教育、文化活動、森林レクリエーションなどへの森林の利用に対する期待が高まっています。

今後は、県民が間伐や下刈りなど主体的に森林づくりに参加できるような機会の提供や、自然観察、森林浴など森林とのふれあいの場の整備などを通して、森林を社会全体で維持していく意識の醸成を図っていく必要があります。

さらに、普及啓発を推進する自然観察指導員や森林インストラクターを継続的に養成していく必要があります。

取組

森林の公益的機能を維持・増進するため、計画的な間伐の実施や複層林への誘導、水とみどりの森づくり税を活用して人工林の針広混交林化に取り組んでおり、特に平成24年度には9,218haの人工林で間伐が実施されました。

また、森林を社会全体で守り育てていくという意識を醸成するため、「県民参加の森づくり」を提唱し、県民がボランティアで行う森づくり活動や地域・学校などで行われる森林環境学習への支援事業、森林教室などの森とのふれあい体験事業を実施しています。

3 二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生

現況

里地里山は、山間部から平野部にかけての集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、その環境は農林業や生活の場として利用されることにより形成・維持されてきました。同様に、阿蘇地域の草原も、採草や放牧などのために行う野焼き等的人為的な管理により、特有の自然環境が維持されてきました。これらの地域は、貴重な生態系を形成し、様々な野生動植物を育てており、その中には絶滅のおそれのある希少種も多く含まれています。

しかし、近年の生活様式などの変化により、森林や農地、草原の利用が減少したことに加え、過疎化や高齢化の進行により農林業や集落の活力が低下しています。それに伴い、森林や農地が放置されるケースが増加しており、里地里山の存続と併せて特有の環

境や生態系の悪化及び衰退が危惧されています。

課題

里地里山や阿蘇の草原は、人の手が入ることでその生態系が維持されてきました。これらの自然環境や生態系を維持するためには、森林や農地、草原の利用効率を高め、地域を活性化させる必要があります。

取組

里地里山を維持・再生するため、里地里山の整備・保全や地域資源の積極的な有効利用のほか、生物多様性保全等の環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進とそれを支える農山村の活性化に取り組んでいます。

その一つとして、農地・農村環境の保全を目的に地域住民が共同で行う水路の草刈など農地・農業用水等の資源管理活動への助成を行うとともに、中山間地域等の生産条件不利地域で農業生産活動等を行う農業者等に対し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持・増進を図るための交付金等による支援を行っています。

さらに、耕作放棄地解消に向け、小・中学生や高齢者等による農業体験や交流活動、再生活動への助成などの支援を行っています。

また、平成 23 年 11 月には環境にやさしい農業に取り組む生産者、応援する消費者や企業等が宣言する「くまもとグリーン農業生産宣言・応援宣言」を発足させ、平成 24 年末現在で生産宣言者が 6,876 戸となるなど順調に増加しています。

阿蘇の草原については、「世界農業遺産」認定を目指すとともに、“野焼き・輪地切り支援ボランティア”等への支援と併せて、菊池等県下各地域からの牛を受け入れる広域放牧にも取り組み、草原の利用を行っています。

里山林については、地域の個性ある優れた自然や景観の保全活動、都市住民との交流を図るため、森づくり活動や森林環境教育等の支援を行っています。また、資源を活かした産業を活性化させることが里山林の保全につながることから、シイタケやタケノコなどの特用林産物生産の場としても振興に向けた支援を行っています。

※くまもとグリーン農業：農業生産の効率性だけでなく、有機物資源を有効に活用した土づくりを通じて、化学肥料や農薬の使用低減等による環境に配慮した持続的な農業を「くまもとグリーン農業」として積極的に推進しています。

※世界農業遺産：FAO(国連食糧農業機関)が、次世代に継承すべき重要な農林水産業や生物多様性、農業景観を有する地域をシステムとして認定するプロジェクト。平成 24 年度に民間団体、関係市町村、県で推進協議会を立ち上げ、24 年 12 月に「阿蘇の草原の維持と持続的農業」を申請しています。

4 野生鳥獣の保護・管理の推進

現況

現在、県内に生息する野生鳥獣の種類は、鳥類約 360 種、獣類約 40 種が確認されています。野生鳥獣は自然界の重要な構成要素として、私たちの生活と深い関わりを持っています。しかしながら、カモ類やヒヨドリなどの野鳥が多い有明海や不知火海沿岸地域等では農業や水産業への被害が出ており、また、山間部や里地里山においては、シカ、イノシシ、サルなどによる農林業や人家等の生活環境被害が拡大し、さらには森林生態系等への悪影響等が問題となっています。

課題

県は、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、県民の理解を得ながら、カモ類、ヒヨドリ、シカ、イノシシ、サルなどによる被害防止を講じるために、鳥獣保護法に基づき、野生鳥獣の有害鳥獣捕獲など計画的な保護・管理を広域的・継続的に推進し、人と

の共生を図ることが重要な課題となっています。

取組

野生鳥獣の保護を図るため、第11次鳥獣保護事業計画(H24～H28)に基づき、次のような事業に取り組んでいます。

(1) 鳥獣保護区等の指定等

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区、休猟区、特定猟法使用禁止区域等178箇所、161,974haを指定しています。

また、指定等に併せて標識の整備も行っています。

(2) 鳥獣の人工繁殖及び放鳥

野生鳥獣の保護と狩猟との調和維持を図るため鳥獣保護区や休猟区等に人工ふ化し野生化訓練したキジの放鳥(1,000羽)を実施しました。

(3) 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣による農林水産業被害等の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲等による保護管理を行っています。

シカについては、第4期特定鳥獣保護管理計画(H24～H28)に基づき、モニタリング調査(H22)で推定された約3万3千頭を有害鳥獣捕獲等により個体数調整を行っています。

イノシシについては、第2期特定鳥獣保護管理計画(H24～H28)に基づき、農林業被害軽減のための有害鳥獣捕獲等を行っています。

また、サルについては、生息状況把握のためのモニタリング調査(H21～H22)に基づき、農作物被害や人家等生活被害軽減のための有害鳥獣捕獲を行っています。

(4) 狩猟免許試験の見直し

捕獲の担い手である狩猟者を増やすため、試験日数を1日に集約し受験者の負担を軽減し、受験機会を5回に増やしたことにより、この3カ年の新規狩猟免許所持者は1千人を超え、狩猟免許所持者数が増加しました。

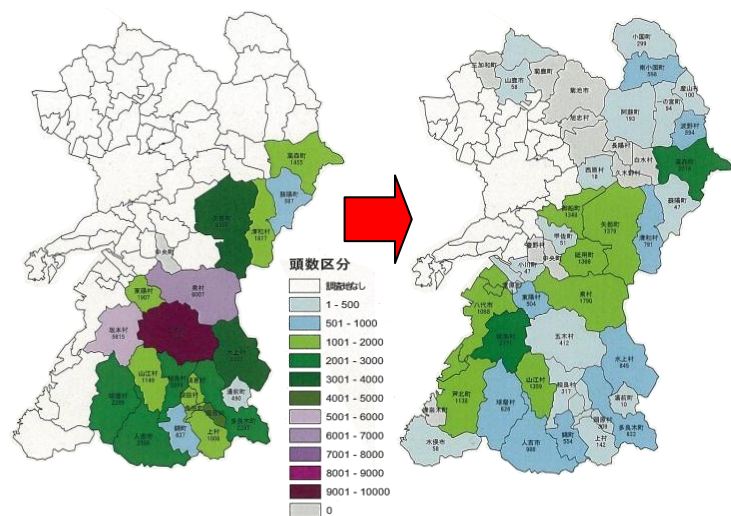
(5) 野生鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護センターでは、野生の傷病鳥獣の保護(受入・治療・給餌・リハビリ・放野)を行い、県民へ鳥獣保護思想の浸透を図っています。その保護業務を通して、保護についての指導及び助言を行っています。

シカ生息数(分布域)の変化

平成13・14年度

平成22年度



保護された翼を負傷したクマタカ

5 水辺環境の保全・再生

現況

河川や湖沼は、県民にとって最も身近で日常的に接することができる自然環境の一つであり、森林、農地、沿岸域などの生態系をつなぐうえで重要な場となっています。

また、藻場・干潟は、海生生物の繁殖、生育、採餌などの場として、生物の多様性を

保全する機能や海域の水質浄化機能など重要な役割を果たしており、有明海及び八代海の干潟等は水鳥類の渡りの中継地ともなっています。しかし、沿岸域の埋立てなどの開発行為や環境の変化などにより、藻場・干潟の面積は減少しています。

近年、環境保全意識の高まりにより、都市内の河川や沿岸域では、親水性の向上や水質の改善が見られるようになってきています。

課題

より良い河川環境を形成していくためには、多自然川づくりをはじめとした河川環境の整備と保全を推進し、また、沿岸域では、自然海岸・藻場・干潟が持つ機能を保全していく必要があります。

また、海岸域では、河川などから流入する環境負荷の低減や、海の適切な利用に努める必要があります。

併せて、地域住民をはじめ環境保全活動団体等の各種団体や市町村などと連携して、水辺環境の保全を進めていく必要があります。

取組

河川改修事業等では、河川の自然浄化機能の維持・保全のため、環境や景観に配慮した多自然工法の採用や魚道の整備など、多自然川づくりの考え方に基づく整備に取り組むとともに、海岸域では、多様な生物の育成、生息環境への配慮や良好な海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備など、海岸環境の整備及び保全を推進しています。

覆砂については、荒尾市から宇土市地先において 54.0ha を、また八代市地先においては 4.0ha を実施しました。また、藻場については、天草市新和町地先において 7.2ha を造成しました。

「くまもと・みんなの川と海づくりデー」では、約 5 万 5 千人が河川や海岸の掃活動に参加し、また、「みんなの川の環境調査」では、29 団体 1,271 人が川の環境調査を行いました。